

平成24年5月9日

保護者の皆様

四日市市立富田小学校
校長 西村 寛文

警報等の発表時における児童の安全確保について

みだしのことについての本校の対応については、三重県防災危機管理部が公表した津波浸水予測図（平成23年度版）により、本地区が津波浸水の可能性のある対象地区となっていることを受け、下記のように変更し、5月10日より施行します。

1 登校前に暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）及び津波（大津波）警報が発表されたとき

- ① 通学班の集合時刻前に発表されたときは自宅待機。特に津波（大津波）警報が出ているときは、登校せず市災害対策本部などの公的機関の指示に従う。
- ② 通学班の集合時刻前に解除されたときは通学班の集合場所に集まってできるだけ集団登校をする。ただし、被害が大きく、自宅周辺や通学路の安全が確保されないときは自宅待機。
- ③ 午前10時30分までに解除されたときは解除後2時間程度の余裕をもって授業を始める。（非常用給食がある）ただし、被害が大きく、自宅周辺や通学路の安全が確保されないときは自宅待機。
- ④ 午前10時30分を過ぎても解除されないときは臨時休校とする。

2 在校中に暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）が発表されたとき

- ① 「暴風警報」が発表されたときは、安全に下校させることができる場合には地区担当教員が付き添って帰宅させる。家が留守のため「学校待機」を申し出ている児童は保護者（引渡しカード受取人）の迎えがあるまで学校で待機させる。安全に下校させることができない場合には全員学校で待機させる。
- ② 「東海地震注意情報」または「予知情報（警戒宣言）」が発表されたときは、保護者（引渡しカード受取人）の迎えがあるまで学校で待機させる。

3 在校中に津波（大津波）警報が発表されたとき

- ① 児童を校舎3階・4階に避難させ、安全を確保する。
※ 保護者の皆様におかれましても、まずは、ご自身の安全確保にお努めください。
- ② 下校については、保護者の迎えがあるまで学校待機を原則とするが、下校させる際には、危機管理室の情報をもとに、教育委員会と相談し、安全性に十分配慮する。

4 その他

- ① 緊急の連絡が必要な場合は、町別緊急連絡網及び「すぐメール」による配信を通じて行います。
- ② 災害発生時は電話が混み合うことが予想されます。学校への電話による問い合わせは、極力ご遠慮ください。